

評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の鈴（以下「本法人」という。）の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第3条 評議員が、本法人の業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として、実費を支給する。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は、原則として、出張終了後支払うが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(改正)

第4条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年 6月19日から施行する。

2 平成27年12月14日に適用した「役員及び評議員の報酬等に関する規程」を廃止する。

3 この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

別表1

| 名 称 | 報 酬 |
|----------|--------|
| 評議員会出席報酬 | 5,000円 |

別表2

| 旅 費 | 宿泊費 | 報酬1日 | その他 |
|-----|-----|------|-----|
| 実 費 | 実費 | 0円 | 実 費 |